

教育・保育給付認定変更認定申請書
教育・保育給付認定申請書記載事項等変更届

令和 年 月 日

(宛先) 飯能市長
飯能市福祉事務所長

保護者住所 飯能市
氏 名 (印)
(昭和
平成) 年 月 日生)
電 話 番 号

既に教育・保育給付認定を受けている児童に関する記載事項等について、次のとおり変更
がありましたので、教育・保育給付認定の変更を 申 請・届 出 (いずれかに○) します。

認定者番号			
ふりがな			
児童氏名	(平成 令和) 年 月 日生)	保護者との 続 柄	
在籍施設名			
変更年月日	令和 年 月 日		
変更事項	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 世帯構成 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 就労状況 <input type="checkbox"/> その他 ()		
変更の事由	変 更 前	変 更 後	
申請理由			
添付書類	<input type="checkbox"/> 支給認定証 <input type="checkbox"/> 就労証明書 (続柄:) <input type="checkbox"/> 課税・非課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
支給認定証紛失の場合	<input type="checkbox"/> 再発行を希望します。 署名 (印)		

【変更認定申請書／記載事項等変更届 記入要領】

この書類（「変更届」）は、保育所の利用や申込みに際して、世帯等の状況に変更が生じた場合等に提出をしていただくものです。保育時間等や希望施設等の変更をしたい場合の申請を行うほか、住所・世帯構成等が変わった場合の届出書としてもお使いいただけます。

注意事項等

- 保育所等を利用中の場合 求職活動による認定期間は最長で3か月間、妊娠・出産による認定期間はおおむね出産後2か月（8週間）となります。認定期間が切れる前にその他の事由の添付書類とともに変更届が提出されない場合、退所となることもあります。
- 保育所等利用申込中の場合 希望施設やきょうだいの利用条件等を変更する場合、詳細を記入してください。保護者の就労状況が変わった（内定→就労開始など）場合、新しい添付書類とともに変更届の提出があれば、翌月以降の利用調整において反映されます。



★ 入所前の変更に関する締め切りは前月の10日です。

★ 入所後の変更に関する締め切りは前月の15日です。

2年 3月 5日

市 双柳1-1-13

育郎

令和 59年 10月 6日生

電話番号 042- 000 - 0000

既に教育・保育給付認定を受けている児童に関する記載事項等について、次のとおり変更があり、支給認定証に印字された数字が認定者番号です。付認定の変更を申請・届出（いずれかに○）します。

認定者番号	@@@@@・*****		
ふりがな	はんのう たもつ・ようじろう		
児童氏名	飯能 保 " 幼次郎 (令和 29年 9月 16日 生)	保護者との続柄	子
在籍施設名	むーまこども園		
変更年月日	令和 2年 4月 1日		
変更事項	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 世帯構成 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 就労状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 保育必要量 ）		

子どもが2人以上いる場合も1枚に記入していただけます。

- その他の変更事項の例
- ・認定事由
 - ・保育必要量(保育時間)
 - ・認定期間
 - ・利用希望施設
 - ・きょうだい利用 など

【注意】
求職活動・育児休業の事由で保育を利用する場合の保育必要量は、保育短時間となります。

変更前の認定期間が切れる翌月から、時間外の利用には時間外保育料が発生することになりますので、あらかじめ変更の時期についてご確認ください。

変更の事由	変更前	変更
	母 パート 保育短時間	母 フル 保育標準時間

就労形態が変更となり、短時間では送迎が間に合わない

添付書類は該当がある場合に提出してください。

支給認定証紛失の場合

支給認定証
 就労証明書（続柄：母）
 課税・非課税証明書
 その他（
 再発行を希望します。 署名

認定事由や保育必要量の変更が生じる場合、支給認定証を提出してください。変更日の前後に新しい認定証を送付します。

なお、住所変更等のみの場合、新しい認定証の送付はありませんので、支給認定証の添付は不要です。